

原議保存期間	10年(令和15年3月31日まで)
有効期間	一種(令和15年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長

警察庁丁運発第129号
令和4年5月19日
警察庁交通局運転免許課長

認知機能検査等の受検義務の免除に関する診断書その他の書類の基準等について
(通達)

道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号)及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和4年内閣府令第7号)により、医師が作成した診断書その他の書類を提出した場合には、認知機能検査等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査等をいう。以下同じ。)の受検義務が免除されることとされた(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第26条の4第3号、第29条の2の3第3号及び第29条の2の5第1項第4号)。

認知機能検査等の受検義務の免除を受けるための診断書その他の書類の基準等は別紙のとおりとするので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別紙

認知機能検査等の受検義務の免除を受けるための診断書その他の書類の基準等

1 診断書その他の書類の基準

対象者が認知症に該当する疑いがないと認められるかどうかに関する医師の意見及び当該意見に係る検査の結果が記載された診断書その他の書類で、次の基準を満たしているもの（その他の書類とは、例えば、一部の自治体が医療機関と連携し、高齢者に対して独自に行っている認知機能検診の結果が記載された書面が考えられる。）とする。

(1) 対象者に関する事項

検査及び医師による結果の判定を受けた者の住所、氏名及び生年月日が記載されていること。

(2) 検査に関する事項

ア 以下のいずれかの認知症に関する神経心理学的検査が行われていること。

(ア) HDS-R

(イ) MoCA

(ウ) DASC-21

(エ) MMSE

(オ) ABC-DS

(カ) 認知機能検査と同等以上と認められる検査で、警察庁が別に示すもの

イ 上記アの検査結果が記載されていること。

(3) 医師による検査の結果の判定に関する事項

ア 「認知機能に異常は認められない」、「明らかな認知機能の低下は認められない」等、上記(1)の対象者が認知症に該当する疑いがないと認められるかどうかに関する判定結果が記載されていること。

イ 上記アの判定を行った医師の氏名及び当該医師が所属する医療機関の名称が記載されていること。

ウ 上記アの判定が行われた年月日が記載されていること。

(4) その他

上記(2)が記載されていない書類であっても、上記(1)及び(3)が記載されており、かつ、自治体等が発行している他の書面等により、上記(3)の判定に当たって上記(2)のいずれかの検査が行われていることが明らかである場合は、「診断書その他の書類」として取り扱うことができるものとする。

2 運用上の留意事項

自治体等が実施する認知機能検診等の結果を認知機能検査等の受検義務の免除を受けるための診断書その他の書類として使用する場合は、あらかじめ、自治体等の検査実施機関及び都道府県医師会等関係団体と協議し、その同意を得ておくこと。